

特集 1

国際人権(自由権)規約委員会は日本政府に何を求めたのか —第5回日本政府報告書審査総括所見を受けて

刑事司法・刑事拘禁制度の 全面的な見直しを求めた総括所見

代用監獄・取調べ・死刑・刑事施設

第二東京弁護士会会員

海渡 雄一 *Kaido, Yūichi*

第二東京弁護士会会員

田鎖 麻衣子 *Tagusari, Maiako*

- I 代用監獄と取調べについての審査と総括所見
- II 刑事被拘禁者の権利についての総括所見
- III 死刑制度とその運用について
- IV 勧告の実現へ向けて～弁護士会の責務

I 代用監獄と取調べについての審査と 総括所見

1 代用監獄制度と取調べの可視化の現段階

代用監獄制度とは、被疑者が裁判官の勾留決定後も拘置所に移送されず、警察留置場に拘禁され、1事件について23日間の取調べが可能とされる制度のことである。このような制度は世界中を探しても類似例を見つけることは困難な、日本だけに残るシステムである。いまや、警察における身体拘束の国際的なスタンダード

は24時間、長くても48時間である。韓国や台湾などもそうである。この代用監獄制度は、2006年刑事被收容者処遇法の改正時に、日弁連の強い反対にもかかわらず廃止されなかった。代用監獄の存否の問題は同法制定時の付帯決議により、今後の刑事司法制度全体の改革の議論の中で再度議論されることとなっている。

2008年6月の国連人権理事会における勧告においてもアルジェリア、ベルギー、カナダ、イギリス、ドイツなどの国々から代用監獄制度と取調べの見直しを求める勧告がなされた¹⁾。近時志布志事件、引野口事件、氷見事件など代用監獄を舞台とした深刻なえん罪事件の発生が続いている。警察庁は捜査と留置を部内で分離し、人権侵害の危険性はなくなったとしているが、被疑者の身体が捜査機関のもとに置かれ、長時間にわたる取調べが継続される代用監獄制度は、仮に暴力や脅迫などの違法行為がなくと

も、取調べが長期間にわたって継続することの圧力によって虚偽の自白を生み出す大きな根源となっている。

取調べの可視化(取調べ全過程の録画)については、2008年中に、全国の検察庁および一部の警察で、「試行」として一部の取調室に録画装置が導入され、一部の事件につき取調べの録画がされるに至っている。しかしこれらは、あくまで捜査官の判断による一部の事件のみのもので、しかも取調べの最終段階において自白調書の作成後にその調書の読み聞かせの場面等を短時間に録画するに過ぎないものであり、日弁連が求める取調べの可視化(取調べの全過程の録画)とはまったく異なる。かえって違法な取調べの存在を隠蔽し、裁判官・裁判員に誤った心証を抱かせる恐れが高く、この定着を許してはならない。2008年には、民主党から取調べの全面的な可視化を内容とする刑事訴訟法改正案が策定されて国会に上程され、参議院で可決されたが、衆議院で廃案となっている。

2 審査における委員会と政府との対話

(1) 審査における日本政府の説明

政府は、代用監獄制度は2006年6月の法改正で、全面的に改正されたと説明した。捜査と留置の分離が法律上明確に規定され、一般の市民を委員とする留置施設視察委員会が設置され、不服申立制度の設置なども改善された、留置担当者への人権教育が明確に法に規定されたなどと説明した。

刑事手続では、会話の傍受などの強力な証拠収集手段が認められていないので、取調べは極めて重要であり、これに弁護人を同席させると、重大な支障が生じる、制度を認めるには様々な観点から慎重な検討がある、などと説明した。

(2) 政府に対する委員の質問

委員の中で代用監獄制度に言及したのは、シャネ委員(フランス)、ロドリー委員(イギリス)、ウェッジウッド委員(アメリカ)、サンチェス・セロ委員(ペルー)、ララー委員(モーリシャス)らであった。

捜査と拘禁が分離されたとしても、このような長期間、弁護人の立ち会いやビデオ録画の保障もなく取調べが継続するということが、自白を強要することにつながり、規約14条に定める適正な刑事手続の保障に合致しないことが強調された。

(3) 政府の質問に対する回答

これらの質問に対して、警察庁は、違法な取調べの絶無を期すべきであるとの認識を有しているということ、その手段として、警察としては、捜査に携わらない者による取調べの監督制度を創設したこと、裁判員裁判対象事件については、被疑者供述の任意性立証に資するため、取調べの一部の録音録画の試行を開始したことを説明した。

法務省は、「日本における代用監獄・取調べは、決して人道性に悖るシステムではないということに自信を持っている。」とし、日本においては、自白は単に犯罪を認めるということではなく、事件に対して反省、謝罪していることのあらわれと見なされ、その後の処遇も異なってくる、取調べを通じて、被疑者に犯罪から立ち直ってもらい、後悔を感じ、再犯に至らないようにしたい、被疑者の中には、自白するだけでなく人生をやり直したいと涙を流して警察や検察に言う人もいるのであり、このようなことが犯罪率の減少にも寄与しているなどと説明した。

(4) 委員による再質問

このような説明に対して、シャネ委員は、「日本の制度のもとでは、被疑者・弁護人と警

1) 日本弁護士連合会編「国際社会が共有する人権と日本—国連人権理事会UPR日本審査2008」(明石書店 2008年)188頁

察との対等性が確保されていない、規約14条に対する理解がない。推定無罪ではなく推定有罪なのではないかという印象を受ける。」と指摘した。ナイジェル・ロドリゲス委員は、この代用監獄システムではえん罪の悲劇が起りやすいと指摘した。ラー委員は、「罪を犯したのは誰かを決めることは警察の仕事ではない。警察は、犯罪が行われたときにどのような証拠があったら逮捕されたのか、その証拠を法廷に持つていくために確保するということである。日本政府の説明を聞いてみると、適正手続きが回避されているのではないかと見受けられる。捜査当局が、弁護人の存在を歓迎しないのは理解できない。弁護人の立ち会いを認めれば、推定無罪が確保されるし、圧迫のもとでの自白の強制がなかったということも確実になるのではないか。」などと厳しく指摘した。ウェジウッド委員は、捜査官としての経験を活かして、システムが悪かったということが分かったならば、名誉の意識を持って、誤りを正していくということが必要ではないのかと、政府に対応を変えることを強く期待する発言を行った。

(5) 再質問に対する政府の答え

警察庁は、ウェジウッド委員の質問に対して、警察においては、深夜に取調べを行うことを避けるよう、内部規範で定めている、長時間にわたる取調べについても、内部規則で禁止している、そして、深夜の取調べや8時間を超える取調べを行うには、警察署長などの事前の承認を受けなければならないなどと説明した。

(6) 委員長の総括発言

リバス・ボサグ委員長は、委員会審査の最後のまとめの発言の冒頭において、「最も問題となったのは、規約14条と刑事司法制度、代用監獄システムの問題であり、多くの委員から繰り返し問題とされた。取調べ、自白の過剰な重視、警察拘禁の長さ、裁判官の判断の後にも警察拘禁が継続することに関して、警察が問題を

軽減する(mitigate)ためにいくつかの努力をしていることは認められるが、これらの点はあらゆる点で規約の趣旨に適合していない。これは委員会にとって大きな懸念である。いくつかは明らかに規約違反というべきである。」と発言した。

3

警察拘禁に関する自由権規約委員会の見解

自由権規約委員会はこれまでに警察拘禁の期間や自白について次のような見解を示している。

「(国際人権[自由権]規約)第9条第3項は、刑事事件において逮捕又は抑留された者が裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に『速やかに』("promptly")連れていかれなければならないことを要求する。たいていの締約国においては、より厳密な期間が法律で定められているが、委員会の意見では2、3日(a few days)を超えてはならない。多数の国は、この点に関する実際の実効につき不十分な情報を提出したにとどまる。」(一般的意見8(16)2(9条・身体の自由及び逮捕又は抑留の手続)1982.7.27採択)

また、委員会は「(国際人権[自由権]規約)第14条第3項(g)は、自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないと定める。この保障規定を考えるにあたっては、第7条及び第10条第1項の規定に留意すべきである。自白又は自己に不利益な供述を強要するために、しばしばこれらの規定を侵害する方法が使用される。法律は、そのような方法又はその他の強制的手法によって得られた証拠は受容できないとしなければならない。」(一般的意見13(21)(民事及び刑事裁判における手続的保障)1984.4.12採択)。また、委員会は逮捕後5日以内に裁判官の前に引致することを定めているニカラグア法は規約第9条第3項に一致しないとの認識を示し

(UN Doc.GAOR:45th Session Supplement No.(A/45/40), vo.1, para.406 and 425)、ドイツにおいて裁判官引致が48時間とされている点について長過ぎると指摘している(No.40 A/45/40,vo.1, para.333 and 352)。

自由権規約委員会ではないが、ヨーロッパ拷問防止条約によって設立された委員会(CPT)の活動によって、トルコやハンガリーについて警察拘禁期間が短縮された例も報告されている²⁾。

このように、警察機関の内部に長期間被疑者を拘禁して、取調べを継続する制度は世界的にも極めて稀であり、国際人権基準から見ても容認できないものと言わなければならない。

4

代用監獄と取調べ、警察留置制度関係の総括所見

(1) 代用監獄制度の廃止を求めた総括所見

総括所見18項は、「刑事施設及び刑事被収容者処遇法のもとで、捜査と拘禁が公式に分離されたにもかかわらず」の部分、警察庁の説明にもかかわらず、代用監獄における拘禁と取調べが本質的に危険であることを認めている。

「代用監獄システムは、そのもとでは被疑者は23日間にも及ぶ期間、保釈の可能性なく、最初の72時間においては限定された弁護士に対するアクセスしか与えられないで、警察拘禁施設に拘禁されうるものであり、長期に及ぶ取調べと自白を得るための濫用的な取調べ方法のリスクを増加させる。」との部分は、この制度そのものが規約に違反することをこれまでにないほど明確に認めたといえる。そして、勧告の内容は明白な「代用監獄の廃止」であり、これと「規約第14条に含まれるすべての保障に完全に適合させることを確保すべきこと」が等価のもの

のとして並列されている。

「すべての被疑者が取調べ過程の最中を含み弁護士と秘密に交通できる権利」とは、単に取調べの最中における弁護人の立ち会いだけでなく、さらには取調べを中断して秘密裡に打ち合わせをする権利の保障を求めている。

「逮捕されたその時から、かつ、犯罪嫌疑の性質に関わりなく法律扶助が受けられる権利」は、被疑者国選制度の対象が限定されていること、勾留決定の段階から保障されることを批判しているのである。

「自分の事件と関連するすべての警察記録の開示を受ける権利及び医療措置を受ける権利」は、公判前手続に付された事件だけでなく、すべての事件についてすべての警察捜査記録の開示を求めている。

「起訴前保釈システム」は、逮捕の直後から利用可能な保釈のシステムを求めているものである。

(2) 過去の総括所見などとの異同

1993年の自由権規約委員会による日本政府報告書第3回審査の際の総括所見では、「勾留が迅速かつ効果的に裁判所の管理下に置かれることがなく、警察の管理下に委ねられていること、(中略)代用監獄制度が警察と別個の官庁の管理下にないこと。」について懸念を表明している(13項)。

また、「規約第9条、第10条及び第14条が完全に適用されることを保障する目的で、当委員会は、公判前の手続及び代用監獄制度が、規約のすべての要件に適合するようにされなければならないこと、また、特に、弁護の準備のための便宜に関するすべての保障が遵守されなければならないこと、を勧告する。」としていた(19項)。

1998年の自由権規約委員会による日本政府

2) 未決拘禁制度の改革に関する日弁連提言の骨子(2005年12月)

報告書第4回審査の際の総括所見では「委員会は、起訴前勾留は、警察の管理下で23日間も長期間にわたり継続し得ること、司法の管理下に迅速かつ効果的に置かれず、また、被疑者がこの23日の間、保釈される権利を与えていないこと」に深い懸念を表明し、「日本の起訴前勾留制度が、規約第9条、第10条及び第14条の規定に従い、速やかに改革がされるべきことを、強く勧告する。」とした(22項)。「委員会は、代用監獄制度が、捜査を担当しない警察の部局の管理下にあるものの、分離された当局の管理下にないことに懸念を有する。これは、規約第9条及び第14条に基づく被拘禁者の権利について侵害の機会を増加させる可能性がある。委員会は、代用監獄制度が規約のすべての要請に合致されるべきとした日本の第3回報告の検討後に発せられたその勧告を再度表明する。」としていた(23項)。

このように、委員会は繰り返し日本の代用監獄制度の改善を勧告してきたが、これまでこの制度の「廃止」に言及したことはなかった。委員会の今回の総括所見は上記のような先例の積み重ねを踏まえて、前向きな改善がみられないわが国の刑事司法制度の根本的な人権問題といえる「代用監獄制度」について、強くその廃止を求めたものと評価することが許されるであろう。

(3) 取調べに関する総括所見

取調べについての総括所見は19項である。「警察内部の規則に含まれる、被疑者の取調べ時間についての不十分な制限」とは、犯罪捜査規範における取調べ時間の制限が、拘束力がないうことを指している。「取調べに弁護人が立ち会うことが、真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能を減殺するとの前提のもと、弁護人の立会いが取調べから排除されていること」の部分、前記した政府の口頭回答を批判したものである。

「取調べ中の電子的監視方法が散発的、かつ、

選択的に用いられ、被疑者による自白の記録にしばしば限定されていること」は、検察庁、警察庁が行っている部分的な取調べ記録制度を批判したものである。

「主として自白に基づく非常に高い有罪率についても、懸念を繰り返し表明する。この懸念は、こうした有罪の宣告に死刑判決も含まれることに関して、さらに深刻なものとなる。」は、このような制度のもとでえん罪が発生している危険性が高いこと、このことが誤った処刑の危険性をもたらしていることを指摘しているものである。

ここで、求められている措置は

- 1) 被疑者への取調べの時間の厳密な制限やこれに従わない場合の制裁措置を規定する法律
 - 2) 取調べの全過程の録画機器の組織的な利用
 - 3) 取調べ中の弁護人の立ち会いの権利化
- である。

また、次の文章である「刑事捜査における警察の役割は、真実を確定することではなく、裁判のために証拠を収集することであることを認識し、被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し、裁判所に対して、警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励するべきである。」の部分、この審査中の委員会と政府との対話を正確に反映している。警察と法務省による捜査における自白の重要性の過度の強調が、むしろこのような厳しい勧告を引き出したと評価することができるであろう。

II 刑事被拘禁者の権利についての総括所見

1 新法の制定

刑事被拘禁者の権利に関しては、第4回審査

以降、国内的に大きな変化があった。すなわち2006年5月、監獄法が約100年ぶりに全面改定されて受刑者処遇法が施行され、その1年後には未決被収容者および死刑確定者をも対象とした、「刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律」（刑事被収容者処遇法）が成立したことである。名古屋刑務所事件を契機とした、この一連の法改正により、被拘禁者処遇に前進がみられたことはたしかである。なかでも、刑事施設運営の透明化と改善向上を図るため、弁護士や医師、地元市民などからなる「刑事施設視察委員会」が各刑務所・拘置所に設置され、また被収容者からの不服申立て制度が整備された点などは、日弁連が長年にわたり求めてきた改革の一部が実現したものである。他方で、施設内の規律・秩序の維持に関する条文は旧来の実務を追認した規定となっており、あるいは、新たな法の規定を潜脱する実務が横行するなど、なお深刻な問題が少なからず残されている。今回の審査では、刑事被拘禁者の処遇問題が過去のものではなく、いまなお深刻な人権問題であることを明らかにし、それに対して委員会からの確な勧告を得ることができるかどうか、がポイントであった。この目標は以下にみるようにおおむね達成されたといえよう。

2

新制度への勧告① ～視察委員会機能の実効化(第20項)

第一のターゲットは「刑事施設視察委員会」と、これを模して各都道府県警察本部(北海道は方面本部ごと)に設置された「留置施設視察委員会」に関するものである。とくに留置施設視察委員会には、警察の大きな抵抗を乗り越えて法文化されたものだが、いざ視察委員会が設置されると、警察庁はこれを、新たな不服申立て制度とともに、代用監獄制度の適正な運営を担保するものとして審査の場で強調した。しかし実際には、

弁護士の推薦する弁護士委員および医師会推薦の医師委員の任命を通じ、委員会の施設当局からの独立性を保とうとする刑事施設視察委員会とは異なり、留置施設視察委員会ではこうした推薦システムが確立していない。また、刑事・留置を問わず視察委員会には専従の事務局もなければ、委員への日当その他、活動を保障する予算も極めて限られている。こうした実情を踏まえて委員会は、「刑事施設視察委員会及び留置施設視察委員会はその権限を効果的に果たすために、十分な人員配置がなされ、またすべての関連情報に完全にアクセスすることができなければならない。さらに、その委員は、刑事施設ないし留置施設の管理者によって任命されるべきではない。」と勧告し、十分な人員配置と、施設管理者から独立した人事を求めた。

3

新制度への勧告② ～不服申立て制度の改善(第20項)

刑事施設の被収容者による不服申立てに関しては、前回審査においても信頼できる制度の欠如につき懸念が示されていたが、刑事被収容者処遇法により制度が整備され、かつ、行刑改革会議提言を踏まえ、「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」が設置された。これは、法務大臣が被収容者からの再審査の申立てを、理由なしとして棄却しようとする場合には、外部の専門家からなる調査検討会に付議するというものである。しかし、そもそも法律上の制度ではなく「事実上かつ暫定的なもの」として設置されており、専属事務局もなく調査能力が極めて限定されているうえ、調査検討会の意見にもかかわらず法務大臣が申立てを棄却する事例もある。委員会は、この調査検討会について、「十分なスタッフが保障され、その意見は法務省を拘束するものでなければならない。」と勧告した。

他方、警察留置場の被留置者から出された不服申立ては、これを再審査する機関が、法律上、都道府県公安委員会とされ、調査検討会に該当する外部専門家機関は関与しない。これに対しては明確に、再審査権限は「都道府県公安委員会から、外部の専門家からなる独立の機関に委譲されなければならない。」との勧告がなされた。

さらに、今回の報告書には、被収容者からの不服申立ての件数のみならずその内容、違法行為をした職員に対する処分内容などを盛り込むべきことがあわせて勧告された。これは、委員会による事前の質問に対し、政府が不服申立ての内容を明らかにできず、また職員の処分については刑事処分がゼロ、懲戒処分は戒告2件、減給3件(2005年～2007年)と報告したことを受けて盛り込まれたものである。処分がほとんどないこと自体が問題視されたものといえ、注目に値する。

4 昼夜単独室処遇の改善(第21項)

長期にわたる単独室拘禁が規約第7条に違反することは既に委員会の一般的意見20(1992年)において明らかにされているとおりであるが、監獄法下では、受刑者を単独室に収容し運動と入浴時間以外は終日居室の中で過ごさせ他の受刑者との接触が一切絶たれる「厳正独居」処遇が長期にわたって行われる実務が蔓延していた。刑事被収容者処遇法では、こうした処遇は「隔離」と規定され、厳しい要件のもとでのみ認められ(第76条)、かつ、隔離処分は不服申立て(審査の申請)の対象とされることとなり、統計上「隔離」事例は極めて少数にとどまることとなった。しかし、実際には新たに設けられた「制限区分」の第4種をはじめとして様々な名目で、事実上の隔離ともいべき単独室処遇がなされている実態が、次々と明らかになってきた。しかも、これら事実上の

隔離に対しては、審査の申請を行っても「隔離」ではないとの理由で不適法として却下される。新法施行の1年後になされた拷問禁止委員会の審査においても、昼夜間単独室処遇は限定された期間の例外的な措置となるように法改正すべきこと等が勧告されていたが、今回の審査ではこの点に加えて、明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を「収容区画」に隔離する実務を廃止すべきことが明確に勧告された。また、保護室への収容には期間の上限を設け、事前に身体および精神面の診察を行うことも勧告された。

なお、この第21項は、後述の死刑確定者に対する単独室拘禁の緩和をもあわせて求めるものであるが、これら昼夜単独室拘禁の問題については、1年以内に委員会に対し追加情報を提出することが日本政府に求められた(第34項)。委員会は、次回審査を待たずに対応が求められる問題ととらえているのであり、日弁連としても引き続き重要課題として取り組む必要がある。

III 死刑制度とその運用について

1 判決・処刑ともに激増する日本の死刑

1998年の第4回審査では、①日本が死刑の廃止に向けた措置を講ずること、及び、それまでの間、規約第6条2に従い、死刑は最も重大な犯罪に限定されるべきこと(第20項)、②死刑確定者の拘禁状態が、規約第7条、第10条1に従い、人道的なものとなること(第21項)が勧告された。しかし、その後10年間、これらの勧告は尊重されるどころか、死刑判決の数は増加の一途をたどり、それに伴って近年死刑執行数も急激に増加し2008年は過去

30年間で最多の15名が執行される事態となっている。唯一の改善点は、刑事被收容者処遇法による外部交通制限の若干の緩和であったが、これは受刑者処遇改革がもたらしたいわば副産物であり、しかも法の趣旨を逸脱した厳しい制約が今なお続いている。日本が委員会の勧告と正反対の方向へと動いてきた事実は、誰の目にも明らかであり、死刑問題はもつとも関心の集まる事項のひとつとなった。

2

政府は死刑廃止に向け世論をリードすべき(第16項)

政府は、世論の多数が死刑制度を支持しており、凶悪な犯罪に対して死刑を適用することはやむを得ない、日本の死刑は極めて慎重に適用されている、との説明に終始した。これに対して委員からは、死刑廃止国においても当初は存置論が強いこと、世論に依拠しては死刑廃止などあり得ず、政府は世論とは逆の対応を取る必要がある、といった発言が相次いだ。その結果、委員会は、前回にはなかった次のような勧告を行ったのである。「政府は世論調査の結果に拘わらず死刑廃止を前向きに検討し、必要に応じて国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。当面の間、死刑は規約第6条第2項に従い、最も深刻な犯罪に限定されるべきである。」。すなわち、政府は、世論を楯に死刑存置に固執するのではなく、むしろ市民社会に対して死刑の廃止が望ましいということを積極的に伝達し、自ら死刑廃止に向けて世論をリードすべきだ、というのである。これは、極めて重要な「人権問題」である死刑の問題が、世論によって決せられてはならないということを委員会が明確にしたものであり、弁護士会で活動する我々にとっても極めて示唆に富む勧告である。

3

死刑確定者に対する非人道的処遇の撤廃(第16項)

委員会は、第4回審査に続き、死刑確定者に対する非人道的処遇の問題を取り上げ、①死刑確定者の処遇および高齢者・精神障害者への死刑執行に対し、より人道的なアプローチをとるよう考慮すべきこと、②死刑執行に備える機会がないことにより被る精神的苦痛を軽減するため、死刑確定者およびその家族が、予定されている死刑執行の日時を適切な余裕をもって告知されることを確実にすべきこと、③恩赦、減刑および執行の一時延期は、死刑確定者にとって真に利用可能なものとされるべきことを勧告した。このうち①③は今回新たに勧告された内容であり、①については日弁連を含むNGOが指摘した近年の死刑執行事例、③についても死刑確定者に対する恩赦の実例が1975年を最後に1件もないという事実を踏まえたものである。

4

手続的保障の確立(第17項)

委員会は今回、日本に対し初めて、死刑に直面する者に対する手続的保障の問題を勧告した。すなわち、①死刑事件においては、再審査を義務的とするシステム(必要的上訴制度を指す)を導入し、再審請求や恩赦の出願による執行停止効を確実にすべきこと、②死刑確定者と再審に関する弁護士とのすべての面会の厳格な秘密性を確保すべきこと、である。①は、近時、上訴権を行使せずに確定に至る事例が増加していること、②は、新法によって再審請求に関する弁護士との面会は基本的に無立会でなされることが国会答弁でも明らかにされていたにもかかわらず、「原則立会」の実務が横行しているというNGOの指摘を踏まえた勧告である。

なお、審査時において政府代表团(法務省)からは、「死刑確定者は、その刑罰の重さから自殺や逃亡の防止の必要性が特に要請されるため、その動静を把握する必要の高く認められることから、いまだ再審開始決定が確定していない段階において、職員を立ち合わせる原則はやむをえないものとする。」という、原則・例外を逆転させた発言がなされた。この第17項もフォローアップの対象とされており、勧告を踏まえ、実務の変更、そして2011年の刑事被収容者処遇法の見直し時期における法改正を、なんとしても実現する必要がある。

5 隔離原則の見直し(第21項)

死刑確定者は、刑事被収容者処遇法により、単独室に収容され、相互に接触しないことが原則と定められている。こうした処遇が被収容者の心身に深刻な悪影響をもたらすことは明らかであり、それゆえに受刑者に関しては、少なくとも法の建前として「隔離」は極めて例外的措置とされているのだが、死刑確定者については例外なく固定的に「隔離」すべしとされているのである。委員会が、「死刑確定者を単独室拘禁とする規則を緩和し、単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどまることを確実にすべきである。」と勧告したのは、まったく当然のことといえる。

なお、法律上は、処遇目的に照らして有益と判断される場合には、死刑確定者相互の接触も可能となっているが(第36条第3項)、実際にはまったく行われておらず早くも死文化しつつある。死刑確定者を収容する全国7箇所の拘置所に設置された視察委員会が、この勧告を直視し、死刑確定者の処遇環境にも目を向けられることを期待したい。

IV 勧告の実現へ向けて ～弁護士会の責務

勧告の内容が画期的なものであればあるほど、日本の現実との間には大きな隔たりがあり、勧告を実現することは容易ではない。ここで注目したいのは、総括所見第7項および第33項である。委員会は第7項において、「締約国は、規約の適用と解釈が、裁判官、検察官及び弁護士のための専門的教育の一部に組み込まれること及び規約に関する情報が下級審も含めすべてのレベルの司法機関に普及されることを確保すべきである。」と勧告し、同時に第33項では、「本総括所見が……、一般市民に対し、また、司法、立法、行政当局に対しても公表され、かつ、広く普及されるよう、要請する。」とした。従来、弁護士会内においても、規約の適用と解釈に関する会員研修等が十分に行われてきたとは言いがたく、また、勧告の内容周知はもとより、これをどう実現に結びつけるかという戦略に乏しかった。この総括所見を現実の改革へ結びつけるという重大な責任が、我々ひとりひとりに課せられている。

この意味において重要なのが、今回の審査から導入されているフォローアップ手続であり、これは、新たな一步を踏み出すための、対話を深め、改革を加速するために設けられた制度である。今回の委員会が選んだ4点は、第17項(死刑制度)、第18項(代用監獄等)、第19項(取調べ)および第21項(独居拘禁)であり、いずれも本稿において取り上げた刑事司法、刑事拘禁に関連した問題である。委員会から見て、これらの課題が重要かつ緊急のものであると考えられていることがわかる。このフォローアップ手続を通じて、日本の代用監獄制度・取調べ制度、刑事拘禁制度、死刑制度の改革の展望をつかみたい。